

第6回 (リーガル・テクノロジー) Ji2 ニュースメモ

【米国】「Creative Pipe」から学んだ教訓 - *Victor Stanley, Inc. v. Creative Pipe, Inc.*

スチール製のベンチヤイスを生産する両社のコピーライト訴訟で、メリーランド米連邦地方裁判所は不注意によって明らかにされた 185 通の文書の秘匿権は放棄されるとの結論を下しました。

今回のケースからでは、被告は秘匿権がある文書の不注意な公開に対応する「Claw-back Agreement」の主張をしましたが、適切なキーワード検索を行ったことを証明することができず認められませんでした。訴訟当事者は(1) 秘匿権がある電子文書の不注意な公開を防ぐ (2) 不注意により明らかにされた場合でも、ESI の秘匿権がある状態を保持する。(3) 関連 ESI を検索する手順を擁護する。という3つのポイントが教訓となっております。

被告の Creative Pipe 社は、弁護士らが原告と同意された検索手段で選別された電子情報(ESI)から、秘匿権やワークプロダクトで保護された文書を検索するために約 70 のキーワードを選び彼らのコンピュータ・フォレンジック専門家にデータ処理を行わせました。その結果 185 通の秘匿権がある文書を不用意に公開してしまいました。ここでの問題点は、コンピュータ・フォレンジック専門家は文書の中身を検索する代わりにページタイトルを使用することで、初期検索で見つかった何万通もの文書をわずかな量にそぎ落としてしまった上に、キーワード検索の信頼性をテストしなかったことにあります。いくら高価な検索ソフトを導入しても、操作するユーザ、ベンダーのスキルに問題があれば裁判では致命傷になってしまうということでしょう。

【米国】トヨタ元社内顧問弁護士が過去の電子証拠開示を巡り同社を提訴

米国の8月29日(金)に「Toyota Accused of Hiding Evidence」というニュースがメディアで一斉に流れました。この訴えは、2003年から2007年までカリフォルニア州トーランスのトヨタ・モーター・セールス社で顧問弁護士を務めた Dimitrios P. Biller 氏が、自身の携わったスポーツ用多目的車(SUV)横転事故に関する訴訟において、同社に不利な電子データを開示しないよう強要された上、それに対する抗議を続けた結果退職を強いられたとして、7月24日にロサンゼルス連邦地裁に提訴したものです。同氏はSUVやトラックの横転事故に絡む訴訟対応を担当し、これらはすべてトヨタ側の勝訴や和解で決着しましたが、争点となった屋根の強度に関するテスト・設計データなどを開示しないようトヨタから圧力を受けたと同氏は主張しています。さらにこうした軋轢により精神的な衰弱に陥った同氏は、07年に370万ドル(約3億4000万円)の解雇手当を支給され退職に追い込まれたとしています。

本件の詳細な経緯と真相は、ヒアリングの行われる9月以降順次明らかにされるはずですが、このニュースは今後の日本企業の訴訟に大きな影響を与えることが予測されます。今回のニュースを受け、同社の過去の横転事故に関する訴訟を見直す動きが見られており、既にトヨタが過去の訴訟で違法に証拠を隠蔽したとする集団提訴が起こされています。同様に、本件の今後の動きによっては、トヨタの過去の何百というPL訴訟が再び審議に掛けられる可能性があります。さらに、このような動きはトヨタだけに限らず、弁護士の間からは日本の自動車業界全体の証拠開示体制を疑問視する声も上がっています。米国訴訟における日本企業全体の電子証拠開示(eDiscovery)体制の信頼性が問われ、法廷においてより 厳しい姿勢が取られる可能性は十分に考えられます。

【米国】2009年12月1日より、FRCP (Federal Rules of Civil Procedure)のルールが変更されます。

大きく変更になる点はルール6期限の日時の数え方でしょう。現行ルールでは休日・祝日は期限にカウントされませんが、新ルールが施行されると、10日以下の場合には休日・祝日がカウントされず、11日以上では休日・祝日がカウントされます。(Rules 6, 12, 13, 14, 15, 23, 27, 32, 38, 48, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 59, 62, 62.1, 65, 68, 71.1, 72, 81)また、従来の1,3,5日の期限が7日になります。その他は7の倍数の期限に改定されます。ただし、重要な例外として Rules 50, 52, 59 の現行の10日間の

期間は 28 日間に変更されます。(Rules 6, 12, 14, 15, 23, 27, 32, 38, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 59, 62, 65, 68, 71.1, 72, 81.) その他、ポイントとなる点は次号にてご紹介します。

弊社Ji2では「法務部・知財部の情報開示(Eディスカバリ-)対応簡易ガイド(1)-2009年8月版-」を無料で送付させていただいております。本ガイドでは、日本企業内でのEディスカバリ-対応の米国スタンダードを日本語で紹介しております。入手ご希望の方は弊社Ji2担当保元までメールください。info@ji2.co.jp

『LegalTech in New York 2010 に出展します。』

訴訟関連のIT技(リーガルテクノロジー)の最大のイベントである LegalTech 2010 が、来年 2010 年 2 月 1 日から 3 日までニューヨークにて開催されます。Ji2 では毎年恒例の Legal Tech in NY に出展いたします。今年の 2 月に行われた Legal Tech in NY 2009 も出展会社 200 社、来場者 1 万 2 千名余りと、ゴールドラッシュの再来とも言われた数年前とあまり変わらないほど不況知らずの盛況ぶりでした。この展示会の依然とした人気は、大量の電子文書証拠を訴訟対応のために処理するテクノロジーが、現代社会になくてはならないものになっているということだけではなく、不況時に大手企業が訴訟コスト削減に躍起になっていることを示していました。来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。<http://www.legaltechshow.com/>

日本企業様向けに日本語での E ディスカバリー情報 (電子情報開示) を米国より発信しております。
ぜひ一度ご覧ください。

[>> Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

■ eDiscovery サービスへのお問合せは[こちらへ](#)

ニュースメモは毎月頭に弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りさせて頂いております。ご希望の方は info@ji2.co.jp までご連絡下さいませ。

今後とも是非、ニュースメモに目を通して頂きますよう宜しくお願いいたします。

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630
Phone: 714-243-6121

このニュースメモに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.